

平成28年1月1日より

# 公社債等の税制が改正となります

**改正ポイント1** 国債・公社債投資信託等(以下、公社債等)の譲渡益が課税対象になります。

現行 平成27年12月31日まで

原則非課税

改正後 平成28年1月1日以降

20.315%の申告分離課税

所得税(復興特別所得税込)15.315%と住民税5%を合算した税率です。

また、公社債等の利子と普通分配金(現行は源泉分離課税)、および公社債の償還益(現行は総合課税)は、申告分離課税の対象となります。

**改正ポイント2** 公社債等と株式投資信託等の損益通算、および公社債等の譲渡損(償還損含む)の繰越が可能になります。

現行 平成27年12月31日まで

① 公社債等と株式投資信託との損益通算は不可

② 譲渡損(償還損含む)は翌年以降への繰越は不可

改正後 平成28年1月1日以降

① 公社債等と株式投資信託との損益通算が可能

② 譲渡損(償還損含む)は、確定申告をすることで翌年以降3年間の繰越が可能

**改正ポイント3** 公社債等を「特定口座」<sup>\*1</sup>で管理することが可能になります。

現行 平成27年12月31日まで

特定口座での管理は不可

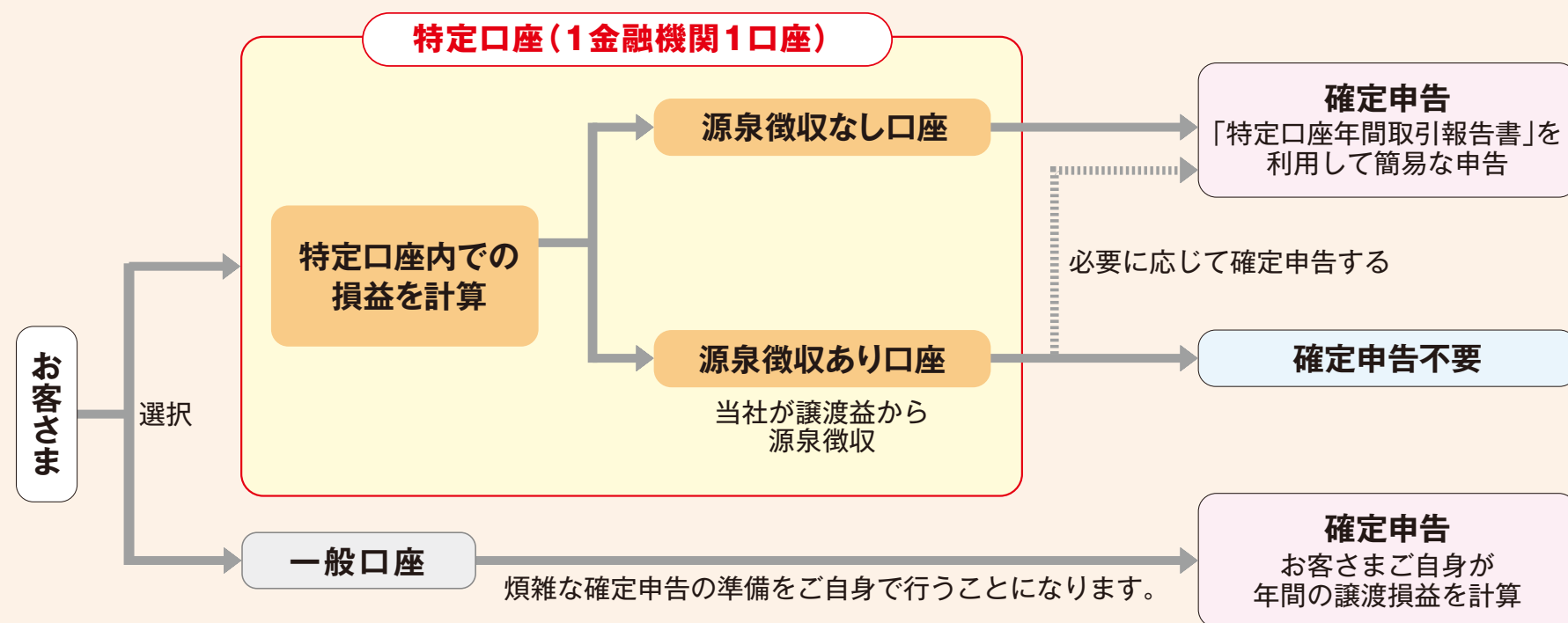
改正後 平成28年1月1日以降

特定口座での管理が可能

特定口座を未開設の場合は、開設いただく必要があります。

## \*1「特定口座」とは

投資信託等の譲渡損益に関する煩雑な申告や納税を当社がサポートする制度です。



●「特定口座」には「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」があり、お申し込みの際にどちらかをご選択いただけます。「源泉徴収なし」から「源泉徴収あり」へ、「源泉徴収あり」から「源泉徴収なし」へは年1回変更が可能です。ただし、年の最初の譲渡まで、もしくは、特定口座へ分配金の受入れをしている場合は分配金が発生するまでに変更する必要があります。

●「源泉徴収あり」を選択した場合、原則として確定申告は不要ですが、以下の場合は確定申告が必要となります。ただし、この場合も「特定口座年間取引報告書」を用いて簡易に確定申告できます。

- ①他の金融機関の「特定口座」や「一般口座」で生じた損失や配当金等との通算により税金の還付を受ける場合
- ②損失の繰越控除等の適用を受ける場合 等


※確定申告をした場合、配偶者控除・扶養控除等の適用や、国民健康保険等、また市町村によっては収入を基準とした社会福祉の手当等に影響を与える場合があります。

## ご留意事項

- 当資料は「証券税制改正」の説明用資料として三菱UFJ信託銀行が作成したものであり、個別商品の販売用資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。

- ▶ [投資信託に関するご留意事項](#)
- ▶ [個人向け国債に関するご留意事項](#)
- ▶ [国債\(個人向け国債を除く\)に関するご留意事項](#)

お問い合わせは、下記フリーダイヤルまたは三菱UFJ信託銀行の窓口まで

 **0120-349-250** (無料) ※つながりましたら「1」「2」を押してください

ご利用時間 / 平日9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)